

尾花沢市新型インフルエンザ等対策行動計画



**平成26年3月
令和8年7月（変更）**

山形県尾花沢市

目 次

I	背景	1
II	目的	2
III	新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項	3
	1. 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応	3
	2. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
	3. 対策項目	9
	(1) 実施体制	9
	(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	9
	(3) まん延防止	9
	(4) ワクチン	10
	(5) 医療・保健	10
	(6) 物資	10
	(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	11
IV	危機管理体制	
	1. 危機管理体制の確立	12
	2. 関係機関の役割	14
V	各対策項目の考え方及び取組み	
	1. 実施体制	17
	2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	19
	3. まん延防止	25
	4. ワクチン	31
	5. 医療・保健	41
	6. 物資	44
	7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	45

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルスは、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたりパンデミックが発生した。日本でも社会機能や経済活動が低迷して国民の生活に多大な影響を及ぼした他、医療提供体制や保健所体制がひっ迫し、検査やワクチン接種体制の構築等、県や市の業務も膨大となった。

世界がこうした感染症等の発生のおそれに引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があるが、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事における関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である

Ⅱ 目的

1. 目的

本計画は、新型インフルエンザをはじめ、市民の生活や健康に大きな影響を及ぼす感染症について、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、市民の生活安定と健康を確保するための対応策を定めるものである。

2. 位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条に基づき、尾花沢市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等示すもので、特措法第 6 条に基づき政府が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び特措法第 7 条に基づき県が策定する山形県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

また、以下の計画との整合性を図りながら事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものである。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 10 条第 1 項に基づき県が策定する山形県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）
- ・ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に基づく山形県保健医療計画（以下「医療計画」という。）

なお、本行動計画は、これらの計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ、修正を行っていくこととする。また、本計画に定める対策については、各種ガイドライン、マニュアル等の作成等により具体化を図り、推進していくこととする。

3. 基本方針

- （1） 的確な調査と情報収集及び市民に対する迅速で正確な情報提供
- （2） 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

4. 本計画が対象とする感染症

本計画の対象とする感染症は、以下に掲げるとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症等で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、政府及び県の行動計画並びに本計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

Ⅰ 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応

（Ⅰ）有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、政府が示す指針等も踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画で定める発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

① 準備期

まだ新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、地域における医療提供体制の整備や、市民に対する日頃からの啓発や市・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

② 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいい、この場合、直ちに初動対応の体制に切り替える。

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、国や県からの情報を踏まえて、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

③ 対応期

対応期については、以下の(ア)から(エ)までの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期(ア)
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期(イ)
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(ウ)
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(エ)

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、国や県の要請を受け、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

市内で感染が拡大し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等に応じて対応する時期では、政府や県、他市町村、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることとも含め様々な事態が生じることが想定されるため、政府の方針も踏まえ、社会の状況を把握しながら、臨機応変に対処していくことが求められる。

感染状況等に応じて、他市町村や県、政府と協議のうえ、柔軟に対策を講ずることとし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、市の行動計画又は業務計画に基づき、県、他市町村及び指定地方公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 平時からの備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の取組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内や県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう、体制整備を進める。

③ 関係者・市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、医療提供体制や高齢者・障がい者施設等とリスクコミュニケーションについて平時からの取組みを進める。

⑤ DXの推進、人材育成

医療関連情報の有効活用、県や他市町村との連携の円滑化等を図るため、県と連携しながら、DXの推進や人材育成等の取組みを進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

政府では、対策の切替えに当たり、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染症の発生状況等も含めたリスク評価について、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築することとしている。

市においても、政府によるリスク評価の仕組みを踏まえ、有事の際には、対策の切替え等について市民に対し分かりやすく示すことに留意する。

② 市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

政府が示すリスク評価等に基づき、医療提供体制で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化を確認しつつ、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

政府では、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めることとしており、当該方針の検討状況を注視しながら、有事における対策の切替え等について市民に対し分かりやすく示すことに留意する。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、政府が示すリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じ、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

⑤ 市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面において活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

市及び県は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療提供の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気

の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

尾花沢市新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部、山形県新型インフルエンザ等対策本部と相互に連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じ市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染危機管理下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること、感染症対策も前提とした防災訓練を実施する等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策として、次の7項目を主な対策項目として定めるものとし、その考え方及び取組みを7項目に分けて示す。

(1) 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市政の危機管理の問題として取り組む必要がある。県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、市が設置する対策本部を中心に、状況に応じた的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で政府等が示す科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、各種相談窓口をはじめとした体制整備や取組みを進める。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じ、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防

接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、リスク評価をもとに、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、市は、県が行うまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を速やかに取り入れる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、市は、医療機関等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 医療・保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、市は、市内各地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時の需給状況によって不足が懸念される場合等に備え、市においても一定の備蓄の確保を図る。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から、事業者や市民等に対し、必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

IV 危機管理体制

I 危機管理体制の確立

(1) 新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制

①新型インフルエンザ等発生前においては、必要に応じ、情報の収集・提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認など、発生に備えた対応を行う。

(2) 新型インフルエンザ等対策本部等の設置

①市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、情報収集のための警戒体制を設置し、国及び山形県等から得られた情報を収集・共有する。

体制	構成員	会議等
警戒本部	▼警戒本部 【本部長】副市長 【副本部長】教育長 【本部員】各課等の長及び本部長が必要と認める職員	▼警戒本部会議 【座長】副市長 【副座長】教育長 【構成員】各課等の長及び本部長が必要と認める職員
	【事務局】防災危機管理課防災危機管理係及び健康増進課健康指導係	

②国が政府対策本部を設置した場合、市は副市長を本部長とした「新型インフルエンザ等警戒本部(以下「警戒本部」という。)」を設置するとともに、本部長を座長とした新型インフルエンザ等警戒本部会議(以下「警戒本部会議」という。)を開催し、各課等との情報の共有及び新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備等を行う。

③県対策本部が設置された時点、または、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)」を設置し、対策本部の設置に伴い、「新型インフルエンザ等対策本部会議(以下「対策本部会議」という。)」を開催し、各課等との情報の共有及び新型インフルエンザ等が発生したことに伴う発生に備えた体制の整備等を行う。

体制	構成員	会議等
本市対策本部	▼本市対策本部 【本部長】市長 【副本部長】副市長、教育長 【本部員】各課等の長及び本部長が必要と認める職員	▼本市対策本部会議 【座長】市長 【副座長】副市長 【構成員】各課等の長及び本部長が必要と認める職員
	【事務局】防災危機管理課防災危機管理係及び健康増進課健康指導係	

④本市対策本部の組織および職務等については、特措法及び尾花沢市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）に準ずるものとする。

⑤市対策本部には、次の事務局及び対策班を置く。

班名	主な業務
事務局 (防災危機管理課)	市対策本部の設置運営、関係機関との連絡調整、報道機関への情報供給(記者会見、プレスリリース等)政府等関係機関への緊急要望等
総合調整班 (総合政策課)	各対応班の連絡調整、情報の収集伝達、ホームページ・SNSによる情報発信、総合相談窓口の設置運営
管理班 (総務課)	職員の罹患状況の把握・応援職員の動員確保調整、予算・議会对応、備蓄感染防護資材の供給等
感染予防対策班(鳥インフル等含む) (健康増進課)	発生状況の把握、保健・医療情報の提供、感染拡大防止策の検討
福祉・子育て対応班 (福祉課)	社会福祉施設等・児童福祉施設等への情報提供、社会福祉施設等・児童福祉施設等への影響の把握
商工観光班 (商工観光課)	事業所等、興行施設等への情報提供、市内経済への影響の把握、観光施設等への情報提供、観光業への影響の把握
施設管理班 (財政課、社会教育課)	各公共施設等への情報提供・要請等
環境班 (環境エネルギー課、環境衛生事業組合)	死体埋火葬対応、上下水道等の供給処理体制の確保等
市民生活班 (市民税務課)	公共交通機関等への影響の把握、市民生活への影響の把握、火葬対応の調整
学校・スポーツ対応班 (教育委員会)	学校・スポーツ関係団体等への情報提供・要請等、学校・スポーツ関係団体等への影響の把握

※対策班に配置されない所属課の職員は、必要に応じて応援体制をとる。

2 関係機関の役割

(1) 県庁

- ・ 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- ・ 移送体制の整備
- ・ 県民向け相談窓口（コールセンター）の開設
- ・ 宿泊療養施設の開設
- ・ 自宅療養者への支援体制の整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 政府、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応、
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
- ・ 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
- ・ DX化の推進
- ・ 必要物資の調達
- ・ 予防接種への協力支援

(2) 総合支庁

- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
- ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供
- ・ 感染拡大時における保健所体制への支援協力

(3) 保健所

- ・ 地域住民からの健康相談等への対応及び情報提供
- ・ 医療体制に関する調整
- ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
- ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応
- ・ 移送・搬送にかかる調整
- ・ 施設等における集団感染時の対応
- ・ 自宅療養者・宿泊療養者・施設療養者の療養支援
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整

- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集発信

(4) 衛生研究所

- ・ 検査体制整備及び国立健康危機管理研究機構との連絡調整
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、発信

(5) 医療機関

- ・ 診療継続計画の策定
- ・ 県との医療措置協定等に基づく医療連携体制の整備
- ・ 症状を有する者に対する診断・治療
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用
- ・ ワクチン接種への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(6) 市町村

- ・ 市町村新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・ 住民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・ 住民に対する予防接種の体制整備・実施
- ・ 学校等との連絡調整
- ・ 高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援
- ・ 食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・ 円滑な埋火葬のための体制整備
- ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(7) 警察

- ・ 社会の安全と治安の確保
- ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・ 国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置

(8) 消防機関

- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・ 搬送に係る医療機関、保健所との連携

(9) 指定地方公共機関

- ・ 未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- ・ 発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

(10) 登録事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備、特定接種対象者数の検討・登録
- ・ 発生時における事業の継続

(11) 一般の事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備
- ・ 発生時における一部事業の縮小
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

(12) 市民

- ・ 情報収集、個人レベルでの感染対策の実施
（咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等）
- ・ 個人レベルにおける食料品・生活必需品・常備薬等の備蓄

I 実施体制

(I) 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一体となった取組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、市は政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

【計画策定等による体制整備・強化】

- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じ、見直していく。その際、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康増進課、防災危機管理課、関係課)
- 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員及び同居家族の健康状態の把握等を内容とする業務継続計画を作成・変更する。(全課室)
- 市は、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。(防災危機管理課)
- 市は、「新型インフルエンザ等対策会議(議長：副市長)」を開催し、情報の収集と提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握と確認など、関係部局が連携し、発生に備えた対応を行う。(防災危機管理課)
- 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、国や県の方針も踏まえ、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(健康増進課、防災危機管理課)
- 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成を行う。(健康増進課、防災危機管理課、関係課)

【国、県及び市町村等の連携の強化】

- 国、県、市町村、指定(地方)公共機関及び医療機関は、行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施する。(健康増進課、関係課)

- 国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関との間で、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（健康増進課、防災危機管理課、関係課）

（２）初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じ、対策会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

【新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置】

- 国内外で新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置し、これを受け、県が県対策本部を設置した場合には、市は市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等に係る措置の準備を始める。（防災危機管理課、健康増進課）
- 市は、必要に応じ、準備期における整理を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（防災危機管理課、健康増進課、関係課）
- 市は、対策に要する経費について、国内外での新型インフルエンザ等の発生を受けて政府が講じた財政支援措置を有効に活用するとともに、必要に応じ、地方債の発行等による財源を検討し、所要の準備を行う。（関係課）

（３）対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、各種対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

【対策の実施体制】

- 対策本部対策班は、的確な情報収集を実施し、市民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。（関係課）

- 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(健康増進課、総務課)

【職員の派遣要請・応援への対応】

- 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(防災危機管理課、関係課)
- 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(防災危機管理課、関係課)

【必要な財政上の措置】

- 市は、政府からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じ、地方債の発行等により、対策に要する財源を確保し、必要な対策を実施する。(関係課)

【緊急事態宣言】

- 市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する。また、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(防災危機管理課)
- 市は新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。(防災危機管理課)

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、政府においては、平時から、国民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを進めることとしている。

市においても、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市や県・政府による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

【新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有】

- 市は、県と連携し、国から提供された情報や媒体を活用しながら、市民に対して平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行う。

また、市民への情報提供・共有方法や、各種情報に関する相談窓口設置等の市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。(健康増進課、防災危機管理課)

- 市は県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(関係課)
- 市は平時から、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを念頭に、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。(関係課)
- 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、教育委員会等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。
また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。(関係課)

【偏見・差別等に関する啓発】

- 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(健康増進課、防災危機管理課)

【新型インフルエンザ等の発生時を見据えた情報提供・共有体制の整備等】

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に情報提供・共有を迅速、円滑に行うことができるよう、国・県等の方針も踏まえ、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理するとともに、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供に努める。特に、将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の処方や、オンライン・FAX処方等の受診方法について周知を行う。（健康増進課、防災危機管理課）
- 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進める。（防災危機管理課、健康増進課）

（２）初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づき政府等が示す正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

- 市は、国や県、他の地方公共団体から提供される、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等の情報に関して、市民が受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ検討した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（防災危機管理課、健康増進課）

- 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、庁内関係部門、政府、指定地方公共機関の情報等を集約の上、一元的に総覧できるよう、市ホームページの充実やSNS等を活用した情報発信体制を強化する。(防災危機管理課、健康増進課)
- 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して国が示す公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康増進課、防災危機管理課)

【情報提供・共有体制の構築等】

- 市は、国・県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表、市民向けの相談窓口の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(健康増進課、防災危機管理課)
- 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。(防災危機管理課、健康増進課)

【偏見・差別等や偽・誤情報への対応】

- 市は、準備期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。
また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康増進課、防災危機管理課)

(3) 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

- 市は、市民が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・

活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を継続して設置するとともに、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(関係課)

- 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、初動期に立ち上げた各種情報を一元的に総覧できるよう強化した市ホームページやSNS等において、感染状況の変化や、国や県等における対応の切替え等を踏まえ、市民に必要な最新情報を迅速に更新する。(健康増進課、防災危機管理課)
- 市は、準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえ、情報提供・共有を行う。(防災危機管理課、健康増進課)
- 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して政府が示す公表基準等も踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康増進課、防災危機管理課)
- 県より市民への情報提供強化の要請があった場合は実施する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内の公共交通機関の運行状況等についても情報提供するとともに、相談窓口や接触者外来、医療体制等についても周知する。(防災危機管理課、健康増進課)

【偏見・差別等や偽・誤情報への対応】

- 市は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康増進課、防災危機管理課)

【国のリスク評価に基づく情報提供方針の見直し】

- 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の状況に応じ、国が示すリスク評価等も踏まえ、以下のとおり対応する。

①封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底する。その際、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を

得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に情報提供する。

また、市民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国や県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組みが早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り、政府の示す科学的根拠等に基づき分かりやすく情報提供を行う。（健康増進課、防災危機管理課）

②病原体の性状等に応じて対応する時期

国が示す、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直される場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。（健康増進課、防災危機管理課）

子どもや若者、高齢者等、特定層が重症化しやすい特徴を有する場合には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく情報提供を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得られるよう、丁寧な情報提供に努める。（健康増進課、防災危機管理課）

③特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力が得られるよう努める。（健康増進課、防災危機管理課）

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時において、医療措置協定により確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等について、政府が示す指標等も含め、平時から整理する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

【新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進等】

- 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、平時から周知広報を行う。

その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(健康増進課)

- 市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、平時から普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康増進課、関係課)
- 市は、まん延防止等重点措置による休業要請や、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策について、平時から市民の理解促進を図る。(健康増進課)
- 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別が付きにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、県及び市は、平時から、通常の予防接種が重要である旨周知する。(健康増進課)
- 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、市は県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。(健康増進課、防災危機管理課)

【学校に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(教育委員会、関係課)

- 新型インフルエンザ等流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(教育委員会、関係課)
- 発生早期から長期の学校休業措置やオンライン授業の実施が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討や、オンライン授業の環境整備を行うよう要請する。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(教育委員会、関係課)
- 学校において家きんを飼養している場合は、野鳥との接触回避や異常死があった場合の報告を要請する。(教育委員会、農林課、関係課)

【事業者に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(商工観光課⇒事業者団体⇒事業所)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(商工観光課⇒事業者団体⇒事業所)

【社会福祉施設に係る対応】

- 市は、平時から医療機関の専門家等と連携し、高齢者施設や障がい者施設等における集団感染に備えたゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を確保するとともに、施設内発生時の対応力を強化するための研修や訓練を実施する。(健康増進課、福祉課、防災危機管理課)
- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(福祉課)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(福祉課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の、業務継続等管理体制を整備するよう要請する。(福祉課)

【興行施設、商業施設、公共機関、公共施設に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)

- 公共機関・公共施設においては、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備をする。(関係課⇒施設等)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 市は、自治会等と連携して、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう、検討する。(福祉課、健康増進課)
- 市は、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。(福祉課)
- 市は通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等とが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(福祉課、健康増進課⇒対象者)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

【国内でのまん延防止対策の準備】

- 市は県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内および、市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう市民へ要請する。(防災危機管理課、健康増進課)

【学校に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内および、市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(教育委員会、関係課)
- 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備の要請をする。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(教育委員会、関係課)

【事業者に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内および、市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(商工観光課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市は、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を確認するよう要請する。(商工観光課⇒事業者団体⇒事業所)

【社会福祉施設に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内および、市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(福祉課)
- 市は、県からの要請を受け、準備期の整理に基づき、高齢者施設や障がい者施設等における集団感染に備え、医療機関の専門家等による現地での指導・助言体制について準備する。(健康増進課、福祉課)
- 市は、施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の確認を行うよう要請する。(福祉課)

【興行施設、商業施設、公共機関、公共施設に係る対応】

- 市は、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内および、市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体等⇒施設等)
- 市は、市内での発生時において、施設の使用制限の要請がなされる場合があること等を周知する。(関係課⇒事業者団体等⇒施設等)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 市は、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内および、市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう市民へ要請する。(福祉課、健康増進課⇒対象者)

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずること、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

【患者や濃厚接触者への対応】

- 市は、国、県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。（健康増進課、防災危機管理課）

【患者や濃厚接触者以外の市民への対応】

- 市は、感染の発生状況に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛を呼びかける。（防災危機管理課、健康増進課、）

【基本的な感染対策等に係る市民への対応】

- 市は、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨し、必要に応じ、その徹底を勧奨する。（健康増進課、防災危機管理課）
- 感染・発病が疑われる場合には、市が設置した相談窓口に問合せのうえ、指示に従って受診するよう周知する。（健康増進課）
- 感染拡大時において外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう呼びかける。（防災危機管理課、健康増進課）

【学校に係る対応】

- 市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等については、地域の感染状況等や、政府が示す基本的対処方針等に鑑み、適切に行う。（教育委員会、関係課）

【事業者に係る対応】

- 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。
また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。（商工観光課）
- 市は、地域での感染が拡大している場合には、不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を呼びかける。（商工観光課⇒事業者団体⇒事業所）
- 市は、学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者（従業員）が休暇を取得せざるを得ない場合には、十分配慮するよう呼びかける。（商工観光課⇒事業者団体⇒事業所）

- 市は、社会機能の維持に関わる事業者に対し、重要業務の継続に努めるよう依頼する。(商工観光課⇒事業者団体⇒事業所)
- 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設等にあつては、市は、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を依頼する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- 市は、新型インフルエンザ等発生地域への出張等自粛を依頼する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市は、医療機関における混乱を回避するため、政府の方針も踏まえ、事業所の管理者が職員等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう呼びかける。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【社会福祉施設に係る対応】

- 市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、感染対策を強化するよう要請する。(健康増進課、福祉課)
- 市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対し、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。また、咳等の症状がある者の早期発見と患者発生時の保健所への連絡について要請する。(福祉課)
- 市は、地域の感染状況を踏まえ、感染拡大時に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の実施準備を要請する。(福祉課)
- 市は、地域での感染状況を踏まえ、不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を協力要請する。(福祉課)
- 市は、地域での感染状況を踏まえ、発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内への新型インフルエンザ等持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(福祉課、健康増進課)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 市は、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。(福祉課、健康増進課)
- 市は、新型インフルエンザ等に関する情報提供、市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と周知を行う。(福祉課、健康増進課)
- 市は、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、健康増進課、福祉課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を行う。(福祉課、健康増進課)
- 市は、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。(福祉課、健康増進課)

（Ⅰ）準備期

市は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現できるよう、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

【ワクチンの接種に必要な資材】

- 市は、以下の表Ⅰを参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表Ⅰ 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 （ノンアルコール含む） ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療用廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ☐ メディカルシート ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て予防衣 ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ フェイスガード ☐ カットバン
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品をいかに示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素吸入用ボンベ ・ パルスオキシメーター ・ 気道確保用用品	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ 接種医はんこ ☐ 付箋紙
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ 耐冷手袋等 ☐ 車椅子、担架 ☐ 時計

【ワクチンの供給体制】

- 市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、村山管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチンの分配量を決定する必要もあることから、村山管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

【接種体制の構築】

○ 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

○ 接種会場への交通手段の確保

市は、バスやタクシー事業者等と連携して、接種時における交通弱者に対する、接種会場までの交通手段の確保について、送迎体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

○ 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち、国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得るものに対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- ② 特定接種の対象者となり得る市職員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省あてに人数を報告する。

○ 住民接種

市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- α. 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
 - ii 市の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b. 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考（令和8年4月1日時点人数）
総人口	人口統計（総人口）	A	12,963人
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	907人
妊婦	母子健康手帳届出数	C	30人
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	198人
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	33人
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当 66人
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6-18歳未満）	F	1061人
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	5,921人
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + G) = H$ 4,747人

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c. 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、市医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ること。
- d. 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほ

か、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診等を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入り口から出口の動線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、市医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。

（イ）市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能とするよう取組を進める。

（ウ）市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。

【情報提供・共有】

○ 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

○ 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、必要時、県に支援を要請する。

○ 庁内における連携

健康増進課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、福祉課、教育委員会等との連携および協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市衛生部局は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組みに努める。

【DXの推進】

- 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

（２）初動期

ワクチンの接種に向け、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえて柔軟に運用を行う。

【接種体制の構築】

- 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- 必要に応じ、高齢者、または身体等に不自由がある者、接種会場への交通手段が確保できない者に対して、バスやタクシー等による送迎体制の構築を行う。

【ワクチンの接種に必要な資材】

- 市は、第４章表１において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

【接種体制】

- 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県および市は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

- 住民接種

- ①市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ②接種の準備に当たっては、健康増進課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ⑥市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、健康増進課と福祉課、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備等の手配を行う。
- ⑧医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師１名、接種を担当する医師又は看護師１名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等１名を１チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を１名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担

当することなどが考えられる。

- ⑨接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等と協議のうえ、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、第4章表1のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。
- ⑩感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ⑪感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定に間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能となるように準備を行う。
- ⑫市は、必要に応じ、高齢者、または身体等に不自由がある者、接種会場への交通手段が確保できない者の、接種会場への交通手段を確保するため、市が所有するバス及び貸切バスを確保するほか、タクシー事業者との連携により、運行に係るスケジュールや送迎ルートなどを検討し、送迎体制の構築を行う。

(3) 対応期

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

【ワクチンや必要な資材の供給】

- 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

【接種体制】

- 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- 特定接種
 - ・市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員を対象に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う
- 住民接種
 - ア) 予防接種体制の構築
 - ①市は、国からの要請を受けて、準備期および初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
 - ②市は、接種状況を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
 - ③市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するた

めのものを含む）等を確保する。

- ④発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場へ赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉課（介護保険部局）等、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

イ）接種に関する情報提供・共有

- ①市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ②市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。
- ④市は、接種予約と同時に、高齢者、または身体等に不自由がある者、接種会場への交通手段が確保できない者からの送迎の可否について、あらかじめ申請を受ける。申請者に応じて、想定している運行スケジュールや運行ルートなどを再構築し、バスやタクシー等を確保するなど、送迎体制の構築、運用する。

ウ）接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

エ) 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けたものが当該施設に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

【健康被害救済】

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

【情報共有・共有】

- 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- 市は、パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種率の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

【特定接種に係る対応】

- 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

【住民接種に係る対応】

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が高まっている
 - b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている

- c. ワクチンの有効性・安全性については。当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

③これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝えることが必要である。
- b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

5 医療・保健

(1) 準備期

市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を招集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うこととする。

また、市と保健所を含めた県との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが総合に密接に連携できるようにする。

(2) 初動期

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、必要な体制を確保してそれぞれ役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命および健康を保護する。

【主な対応業務の実施】

健康観察及び生活支援

- ①市は、県が実施する健康観察へ協力する。

- ②市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
- ③市は、高齢者や障がい者等の要支援者について、必要な支援が受けられるよう、区長及び民生委員等の福祉関係機関との連携を密にして対応する。

(参考) 要配慮者への対応 (新型インフルエンザ等対策政府行動計画保健ガイドラインより)

(1) 準備期

1-1. 要配慮者の把握

- ・市は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により、孤独・孤立化し生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。
- ・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障害者等が対象範囲となる。
- ・市は、以下の例を参考に要配慮者を決定する。
 - ①一人暮らし又は同居家族等の障害、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の介護がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
 - ②障害者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - ③障害者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時の対応が困難な者
 - ④その他、支援を要する者（ただし、要配慮者として認められる事情を有する者）

1-2. 要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備

- ・市は、要配慮者の登録情報を整理し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

ア 安否確認に関する対策

安否確認の方法としては、市の職員や協力者が電話や訪問で確認する方法のほか、要配慮者自身が安否を電話やメール、SNSで知らせる方法が考えられる。また、食料品や生活必需品の配布、ごみ出し支援、その他支援を安否確認と併せて行うことも考えられる。

イ 食料品・生活必需品等に関する対策

新型インフルエンザ等の発生時においても、登録事業者である食料品・生活必需品等の製造・販売事業者は、事業の継続に努めることとなるが、生産、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。

- ・各市町村では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、地方公共

団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食糧費や生活必需品の確保、配分・配布の方法について検討を行い、地域の実情に応じた市行動計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取り組みを進めることが必要である。

- ・支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市の職員等が個々の世帯を訪問し、食糧品や生活必需品等を配布する方法も考えられる。

- ・食料品や生活必需品等を配達する際には玄関先までとするなど感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。

- ・市は状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要配慮者リストを作成する。

- ・個人情報の活用については、各市町村において、個人情報を保有するに当たって特定した利用目的又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第61条第3項に基づき変更した利用目的のために、保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を利用・提供することが原則である（個人情報保護法第69条第1項）。

- ・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、市が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業所、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行うことができる体制を構築する。

- ・なお、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、臨時的に要配慮者に係る保有個人情報を、当該保有個人情報の利用目的以外の目的のために利用・提供する必要がある場合、市町村長において、個人情報保護法第69条第2項第2号若しくは第3号の「相当の理由」又は同項第4号の「特別の理由」に該当することを確認した上で、要配慮者本人から同意を得ずに、要配慮者に係る保有個人情報等を防災関係部局、民生委員、自主防災組織などの関係機関等の間で共有することが考えられる。

（２）初動期及び対応期の対応

- ・市は、行動計画に基づき、要配慮者への支援を実施する

- ・市は、食料品や生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた行動計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布を行う。

- ・なお、平時において、同居者がいる場合や、家族が近くにいることで日常生活でできる障害者や高齢者についても、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、同居者や家族の感染により、支援が必要となる可能性がある。

- ・そのため、都道府県等は、新型インフルエンザ等により患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障害者や高齢者がいる場合には、市と情報共有し、市は相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）を行う。

(1) 準備期

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【感染症対策物資の備蓄】

- 市は、本計画に基づき新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

(2) 初動期

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことを目的に対応する。

【感染症対策物資等の備蓄状況等の確認】

- 市は、国、県等の要請等を受けて関係機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

(3) 対応期

初動期に引き続き、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことを目的に、国・県等と連携し、医療機関や福祉施設等関係機関への物資の配布の調整等対応する。

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

【情報提供・共有体制の整備】

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、平時のうちから有事に必要となる情報提供・共有体制を整備する。(防災危機管理課、関係課)

【各課室における業務継続計画の策定】

- 市は、各課室に対して、継続すべき重要業務の選定、及び通常業務の縮小・停止、並びに各課室における感染症対策の実施と、職員の健康状態把握等を内容とする業務継続計画の策定を指示する。

【支援の実施に係る仕組みの整備】

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、政府の取組みも踏まえながらDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(関係課)

- 市は、感染拡大時を見据え、平時から高齢者、障がい者等の要援護者の把握と生活支援の内容や支援体制の構築等を行う。(健康増進課、防災危機管理課、福祉課)

【物資及び資材の備蓄及び流通】

- 市は、平時から備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(防災危機管理課、関係課)
- 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(関係課)

【生活支援を要するものへの支援等の準備】

- 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

【火葬体制の構築】

- 市は県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。（市民税務課）
- 市は、県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。（環境エネルギー課）

（２）初動期

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【業務継続計画に基づく対応の準備】

- 市は、業務継続計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。（防災危機管理課、全課室）
- 市は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行うよう要請する。（総務課）

【遺体の火葬・安置】

- 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（防災危機管理課）

（３）対応期

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取り組みを行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努め、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【市民生活の安定の確保を対象とした対応】

① 心身への影響に関する施策

- 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（福祉課）

② 生活支援を要するものへの支援

- 市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

- 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。（教育委員会、関係課）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係課）

- 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係課）

- 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係課）

- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資や役務、又は国民経済上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（関係課）

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- 市は、県を通じての政府からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）

- 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣自治体に対して広域火葬の応援・協力を行う。

- 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

【社会経済活動の安定の確保を対象とした対応】

- ① 事業者に対する支援
 - 市は、新型インフルエンザ等の発生・拡大や、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(関係課)
- ② 市民生活及び市民経済の安定に関する措置
 - 市及び、市の水道事業者である尾花沢市大石田町環境衛生事業組合は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。